

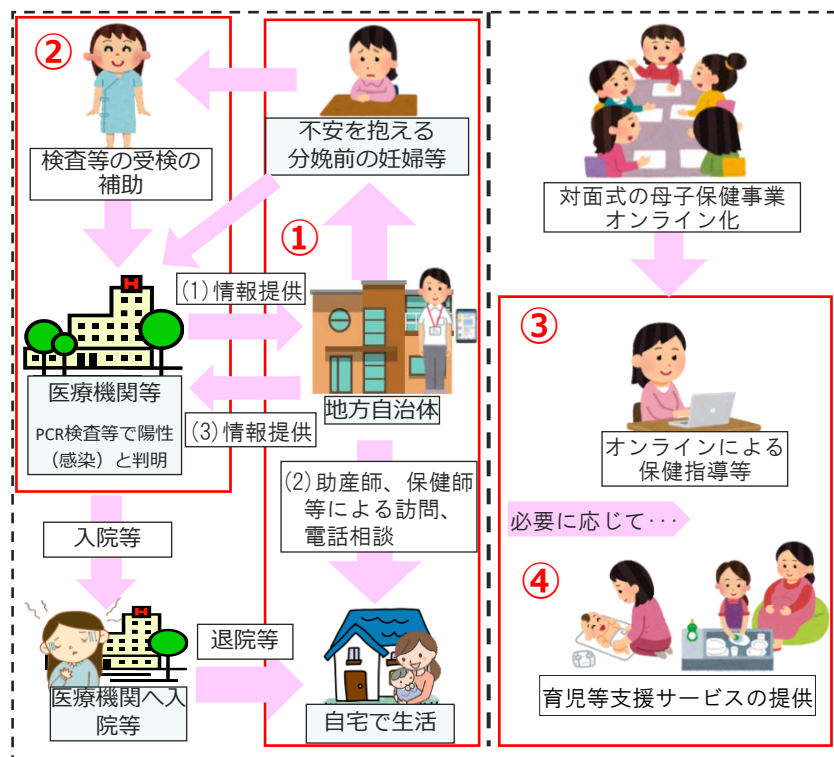
成育医療等の提供に関する主な施策

災害時等における支援体制の整備

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた妊産婦・乳幼児への総合的な支援 - 新型コロナウイルス流行下における妊産婦総合対策事業 -

令和3年度補正予算額
30.4億円

- 新型コロナウイルス感染症の流行が続く中で、妊産婦は日常生活等が制約され、自身のみならず胎児・新生児の健康等について、強い不安を抱えて生活をしている状況にある。
- また、予定していた里帰り出産が困難となり、家族等による支援を得られず孤独の中で産褥期を過ごすことに不安を抱える妊婦も存在。
- このため、以下の事業に対する補助を行うことにより、新型コロナウイルス感染症の流行下における妊産婦への寄り添った支援を総合的に実施する。



【事業内容】

①不安を抱える妊産婦への寄り添い支援

【実施主体：都道府県等 負担割合：国1/2】
不安を抱える妊産婦に対し、助産師、保健師等が、電話や訪問などで寄り添った支援を実施

②不安を抱える妊婦等への分娩前の検査

【実施主体：都道府県等 負担割合：国1/2】
強い不安を抱える妊婦、もしくは基礎疾患を有する妊婦に対する分娩前の新型コロナウイルス検査の費用を補助

③オンラインによる保健指導等

【実施主体：市町村 負担割合：国1/2、市区町村1/2】
オンラインによる保健指導等を実施するための設備及び職員の費用を補助

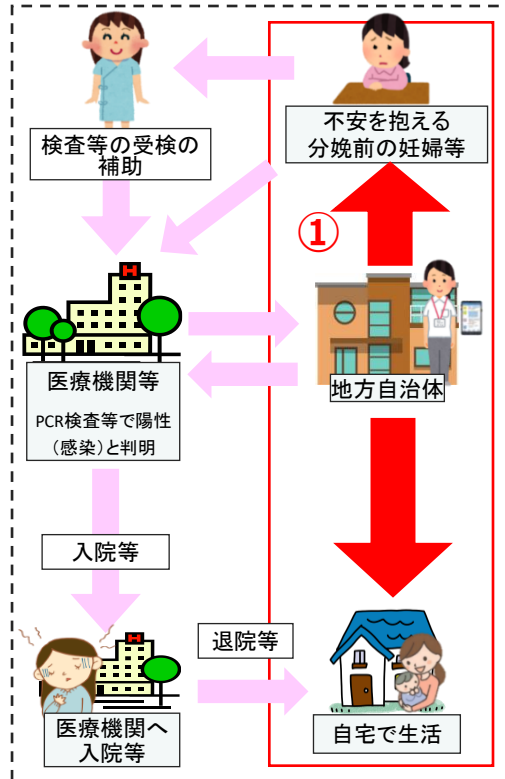
④育児等支援サービスの提供

【実施主体：市町村 負担割合：国1/2、市区町村1/2】
里帰り出産が困難な妊産婦に、育児等支援サービスを提供する

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた妊産婦・乳幼児への総合的な支援 —新型コロナウイルス流行下における妊産婦総合対策事業—

令和3年度補正予算額
30.4億円

- 新型コロナウイルス感染症の流行が続く中で、妊産婦は日常生活等が制約され、自身のみならず胎児・新生児の健康等について、強い不安を抱えて生活をしている状況にある。
- また、予定していた里帰り出産が困難となり、家族等による支援を得られず孤独の中で産褥期を過ごすことに不安を抱える妊婦も存在。
- このため、以下の事業に対する補助を行うことにより、新型コロナウイルス感染症の流行下における妊産婦への寄り添った支援を総合的に実施する。



【事業内容】

1. 不安を抱える妊産婦への寄り添い支援

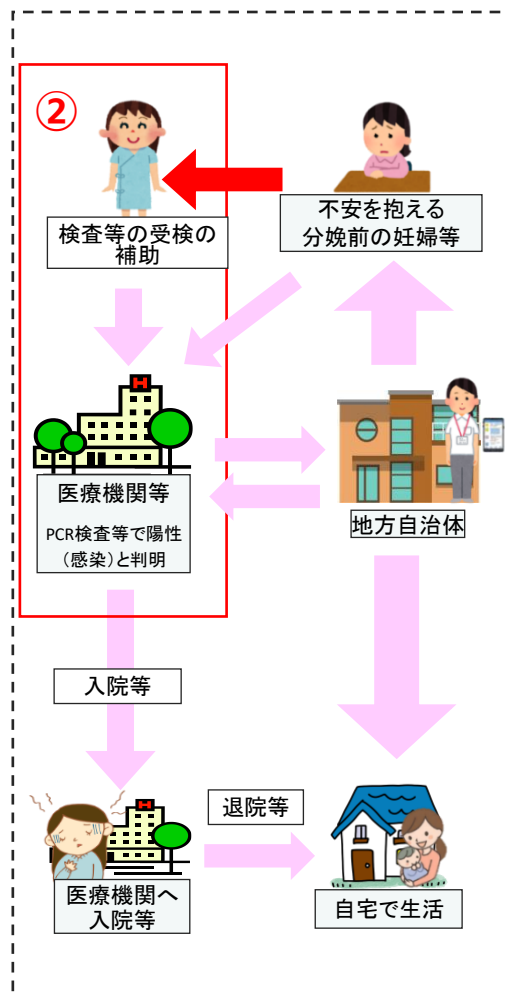
- 新型コロナウイルス感染症の流行が続く中で、妊産婦は日常生活等が制約され、自身のみならず胎児・新生児の健康等について、強い不安を抱えて生活をしている状況にある。
- さらに、感染した妊産婦は、医師の判断により、分娩が帝王切開となったり、出産後に母子分離となる可能性があり、自責の念にかられたり、メンタルヘルス上の問題、母子関係（ボンディング）障害などのリスクが懸念される。
- このため、不安を抱える妊産婦や新型コロナウイルスに感染した妊産婦に対し、助産師や保健師等が、定期的な自宅への訪問や電話等により、不安や孤立感の解消、育児技術の提供など寄り添ったケア支援を実施する。

■実施主体：都道府県、指定都市、中核市、保健所設置市

■補助率：1/2

■補助単価：寄り添い支援：15,000円×妊婦一人への支援回数×妊婦数、
医療機関委託：425,000円（1自治体当たり）
都道府県調整事務費：892,000円（1都道府県当たり）

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた妊産婦・乳幼児への総合的な支援 —新型コロナウイルス流行下における妊産婦総合対策事業—



【事業内容】

2. 不安を抱える妊婦等への分娩前のウイルス検査

- 妊娠中に新型コロナウイルスに感染しても、基礎疾患を持たない場合、その経過は同年代の非妊娠女性と変わらないとされている。また、妊娠初期または中期に新型コロナウイルスに感染した場合に、ウイルスが原因で胎児に先天異常が引き起こされる可能性は低いとされている。
- しかしながら、新型コロナウイルス感染症の流行が続く中で、妊婦の方は一般の方々以上に、不安を抱いて生活を送っている状況にある。
- このようなことから、強い不安を抱える妊婦もしくは基礎疾患を有する妊婦がかりつけ産婦人科医と相談し、本人が希望する場合に、分娩前にPCR等のウイルス検査を受けるための費用を補助する。

■実施主体：都道府県、指定都市、中核市、保健所設置市

■補助率：1/2

■補助単価：20,000円（1回を限度）×妊婦数

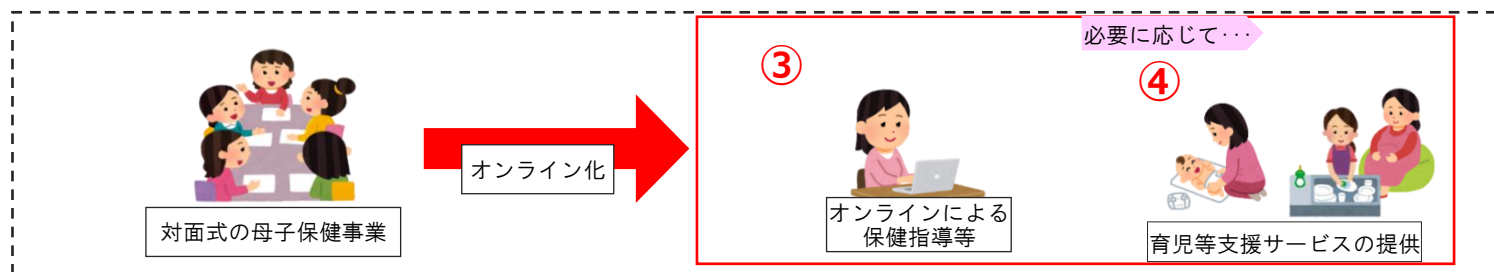
■補助の条件

- ① 検体採取を行う場所の整備など適切な検査実施体制の確保、
- ② 検査で陽性となった妊婦に対する適切な周産期医療体制の確保、
- ③ 感染した妊産婦に対する寄り添い型支援（上記1の事業）の実施

【留意事項】

本検査は、妊婦の不安解消のため、本人が希望する場合に実施するものであり、院内感染対策を目的として、本人の意思によらず検査を強いるという性格のものではない。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた妊産婦・乳幼児への総合的な支援 —新型コロナウイルス流行下における妊産婦総合対策事業—



【事業内容】

3. オンラインによる保健指導等の実施

- 妊娠期間中に市町村等において開催される母親学級や両親学級は、妊婦等が育児等に係る知識や技術を習得する重要な機会であるが、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、自治体によっては開催が中断されている。
- また、不安や悩みを抱えながらも、感染症への懸念から、子育て世代包括支援センター等の相談窓口への訪問を躊躇する妊産婦等も少なくない。
- このような中、ビデオ通話によるオンラインでの両親学級の開催や、個別相談・健康指導に取り組むことにより、妊産婦等に対し積極的に情報提供や相談対応等を行うことが求められている。
- このため、オンラインによる両親学級等の母子保健事業を実施するための費用を補助する。

4. 育児等支援サービスの提供

- 厚生労働省では、日本産科婦人科学会と日本産婦人科医会の見解を踏まえ、妊婦の方々に対し、新型コロナウイルスの流行下において、現在お住まいの地域での出産を考慮するよう求めている。
- 帰省して分娩し、実家の親からの育児・家事援助等を受けながら産前・産後期を過ごす予定であった里帰りが困難となり、生活面で不安を抱えている妊婦も存在する。
- このようなことから、里帰り出産が不可となった妊婦等を対象として、里帰りをしなくても安心して産前・産後期を過ごせるよう、民間の育児支援サービス等の利用に係る費用の補助を行う。

- 実施主体：市区町村 ■補助率：国1/2、市区町村1/2
- 補助単価：上記3の事業：1,900,000円（1自治体当たり）、
 上記4の事業：10,000円（1世帯につき、月4回を限度）

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた妊産婦・乳幼児への総合的な支援 — 幼児健康診査個別実施支援事業 —

事業内容

- 新型コロナウイルスの感染拡大の状況を踏まえ、密閉空間・密集場所・密接場面を避けるために、幼児健康診査を集団健診から医療機関における個別健診へ切り替えた場合に生じる市区町村の負担を軽減する。

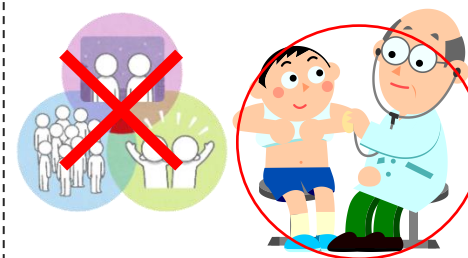
- 実施主体：市区町村
- 補助率：国 1 / 2、市区町村 1 / 2
- 補助単価：医科5,930円 / 1人、歯科3,510円 / 1人

1歳6か月児健診

- 健診内容
 - ① 身体発育状況
 - ② 栄養状態
 - ③ 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無
 - ④ 皮膚の疾病の有無
 - ⑤ 歯及び口腔の疾病及び異常の有無
 - ⑥ 四肢運動障害の有無
 - ⑦ 精神発達の状況
 - ⑧ 言語障害の有無
 - ⑨ 予防接種の実施状況
 - ⑩ 育児上問題となる事項
 - ⑪ その他の疾病及び異常の有無

3歳児健診

- 健診内容
 - ① 身体発育状況
 - ② 栄養状態
 - ③ 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無
 - ④ 皮膚の疾病の有無
 - ⑤ 眼の疾病及び異常の有無
 - ⑥ 耳、鼻及び咽頭の疾病及び異常の有無
 - ⑦ 歯及び口腔の疾病及び異常の有無
 - ⑧ 四肢運動障害の有無
 - ⑨ 精神発達の状況
 - ⑩ 言語障害の有無
 - ⑪ 予防接種の実施状況
 - ⑫ 育児上問題となる事項
 - ⑬ その他の疾病及び異常の有無



■改定の経緯

「令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難のあり方について（最終とりまとめ）」令和2年12月24日

<課題・背景>

- 障害のある人等については、福祉避難所ではない避難所で過ごすことに困難を伴うことがあるため、一般避難所への避難が難しい場合があり、平素から利用している施設へ直接に避難したいとの声がある
- 指定避難所として公表されると、受入れを想定していない被災者の避難により、福祉避難所としての対応に支障を生ずる懸念があるため、指定避難所としての福祉避難所の確保が進んでいない（令和2年現在9,072箇所） 等

改定の趣旨

指定福祉避難所の指定を促進するとともに、事前に受入対象者を調整して、人的物的体制の整備を図ることで、災害時の直接の避難等を促進し、要配慮者の支援を強化する

主な改定内容（記載の追加）

○指定福祉避難所の指定及びその受入対象者の公示（災害対策基本法施行規則の改正に伴う措置）

- ・指定避難所について、指定福祉避難所を指定一般避難所と分けて指定し、公示する
- ・指定福祉避難所の受入対象者を特定し、特定された要配慮者やその家族のみが避難する施設であることを指定の際に公示できる制度を創設
- ※「高齢者」、「障害者」、「妊産婦・乳幼児」、「在校生、卒業生及び事前に市が特定した者」など受入対象者を特定した公示の例を記載
- 受入れを想定していない被災者が避難してくる懸念に対応し、指定福祉避難所の指定促進を図る

○指定福祉避難所への直接の避難の促進

- ・地区防災計画や個別避難計画等の作成プロセス等を通じて、要配慮者の意向や地域の実情を踏まえつつ、事前に指定福祉避難所ごとに受入対象者を調整等を行う
- 要配慮者が日頃から利用している施設へ直接の避難を促進する

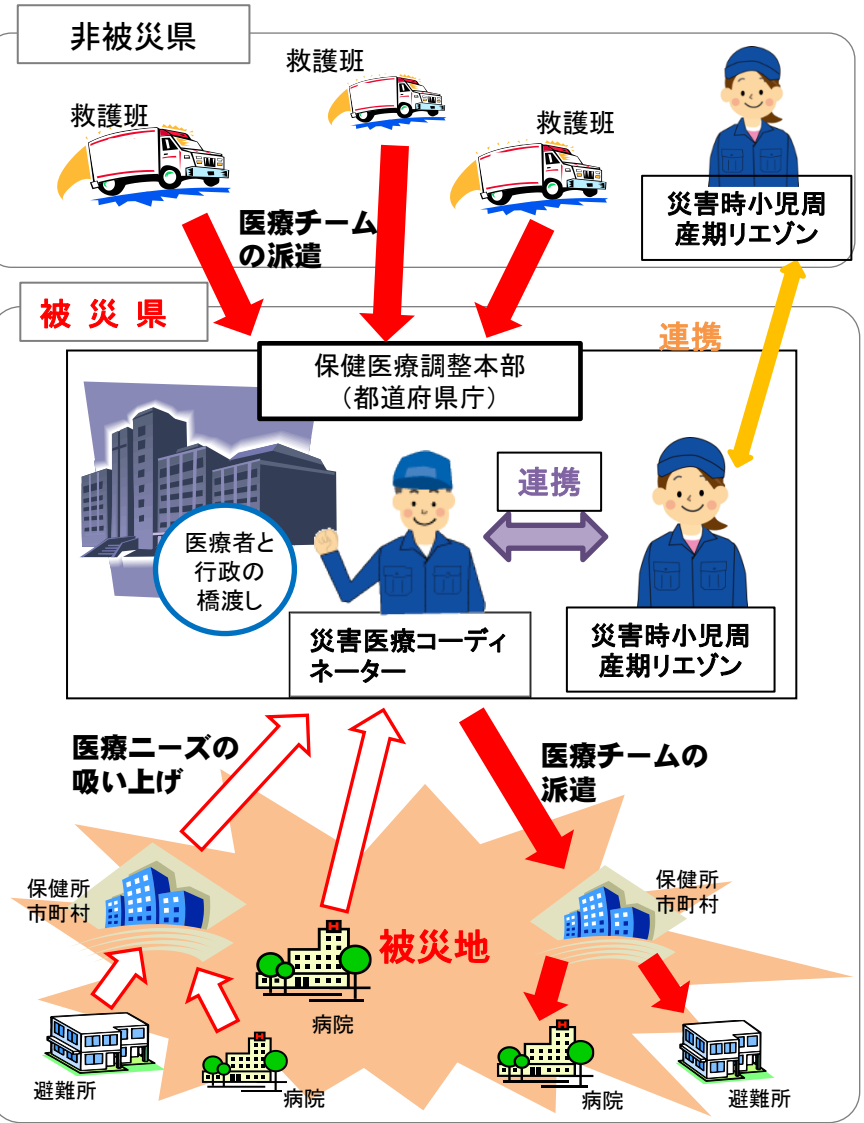
○避難所の感染症・熱中症、衛生環境対策

- ・感染症や熱中症対策について、保健・医療関係者の助言を得つつ、避難所の計画、検討を行う
- ・マスク、消毒液、体温計、（段ボール）ベッド、パーティション等の衛生環境対策として必要な物資の備蓄を図る
- ・一般避難所においても要配慮者スペースの確保等必要な支援を行う

○緊急防災・減災事業債等を活用した指定福祉避難所の機能強化

※社会福祉法人等の福祉施設等における自治体の補助金に対する緊急防災・減災事業債活用も可能に

本事業は、災害時に被災都道府県の災害対策本部の下に設置される保健医療福祉調整本部等において、**災害医療コーディネーターのサポートとして、小児・周産期領域におけるネットワークを経由した患者搬送や物資の支援を円滑に行う役割を持つ「災害時小児周産期リエゾン」**の養成を行うことを目的とする。



現状
東日本大震災において小児・周産期に関する患者の把握や搬送、情報共有が円滑になされなかったことから、小児や周産期に特化したコーディネート機能を強化する必要が指摘された。(周産期医療体制のあり方に関する検討会等)

課題

- 業務の標準化
- 近隣県をはじめ、他の災害時小児周産期リエゾンとの連携強化

全国研修の実施

災害時小児周産期リエゾン養成研修

(対象者) 災害時に、都道府県の保健医療調整本部において小児・周産期領域に特化して救護班等の派遣調整や搬送調整、物資調達等を担う人材

- ・ 医師(小児科医、産婦人科医、小児外科医)、助産師、看護師等
- ・ 都道府県担当者

(日程) 1.5日間

(受講者数) 70名程度 x 年3回

(研修内容) 小児・周産期領域における災害医療コーディネーター能力の向上を図るため、以下の事項について座学及び演習を行う。

- 災害時の小児・周産期領域における問題点に関する事項
- 医療チームの派遣調整等の体制確保に関する事項
- 被災都道府県下の災害医療活動について、都道府県に対し助言を行う体制に関する事項

等

令和2年度、令和3年度はオンラインで実施

【これまでの研修終了者数】

平成28年度	106名	令和元年度	196名
平成29年度	153名	令和2年度	224名
平成30年度	189名	令和3年度	219名
			計1,087名